

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成31年3月27日)

開催日及び場所		平成31年2月26日(火) 北陸農政局第3会議室			
委員		鈴木 到 (弁護士) 松木 浩一 (公認会計士) 小倉 正人 (ジャーナリスト)			
審議対象期間		平成30年7月1日～平成30年12月31日			
審議対象案件		187件 うち、1者応札案件35件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件			
抽出案件		7件 うち、1者応札案件5件 (抽出率3.7%) (抽出率14.3%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争		該当なし
			工事希望型競争		該当なし
			その他の指名競争		該当なし
		随意契約		抽出なし	
	業務	一般競争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型競争		該当なし
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争		抽出なし
		随意契約	公募型プロポーザル		該当なし
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル		該当なし
			その他の随意契約		該当なし
	物品・役務等	一般競争		抽出なし	
		指名競争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		抽出なし	
		随意契約(その他)		1件 うち、契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	(特記事項) なし				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>1 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型・施工体制確認型） 加治川二期農業水利事業所 松岡ため池取水施設ゲート設備他工事</p>	
	<p>◆本件は再公告となった事案であり、工事内容を変更して再公告したという説明だったが、具体的にどのように変更したのか。</p> <p>◆材質を変更したということは、説明資料にある「応札されなかった理由のアンケート調査結果」の中では、どれが該当するのか。</p> <p>◆アンケート結果をみると、「他の工事との兼ね合いから、手持ち人員の確保が困難であった。」という項目を挙げている者が多く、工事内容以外の部分で改善の必要があったようにも感じられるが。</p> <p>◆入札説明書を7者に交付したということだが、その7者はアンケート対象者と同じ者か。</p> <p>◆アンケートの対象者の抽出基準はあるのか。</p> <p>◆アンケートの不参加の理由の選択肢の中に、「自社の都合による。」という項目があり、具体性のない表現となっているが、この項目を設けている意味は何か。</p> <p>◆アンケート結果の改善すべき点として、時間的余裕を求める回答も見受けられるが、その点はどう判断したのか。</p> <p>◆アンケート結果の改善すべき点として、契約の複数年化という項目を選択している者もあるが、その点はどう考えているか。</p> <p>◆アンケート結果の改善すべき点の中で、具体的に改善できるとしたらどの部分になるか。</p> <p>◆アンケートは、入札参加者がいなかった場合、必ず行うものなのか。</p> <p>◆アンケートを実施した場合は、その結果を改善に向けて活用するようにしていただき、アンケート自体が目的となることのないようお願いしたい。</p>	<p>◆ゲート設備の材質について、当初公告では二層ステンレス鋼材を指定しており、普通のステンレス鋼材より硬い材質のため、加工が難しい面があり、そのことにより参加を見送ったという者があったので、普通のステンレス鋼材を使用する仕様に変更しました。</p> <p>◆「工事内容の一部に施工が出来ない内容があった。」という項目が該当します。</p> <p>◆アンケートの不参加の理由については、七つの選択肢から選ぶかたちになっており、選びやすい項目に偏る傾向もあるため、業者の意見を拾いきれていない可能性もあります。今後、アンケートの内容を改善する必要もあるかもしれません。</p> <p>◆入札説明書を交付した7者については、今把握していないため、アンケートの対象者と一致しているかは分かりません。</p> <p>◆本件の場合、当初の公告時に、入札説明書をダウンロードした者を対象としています。</p> <p>◆他の項目に該当しない場合の選択肢としてあると考えています。</p> <p>◆改善点として「提案書等の作成期間の十分な確保」という項目を選択している者もありますが、簡易Ⅱ型の総合評価落札方式として、標準的な期間は確保しており、一般的にはこのくらいの期間で対応できているため、さらに期間を延長するという判断にはなりません。</p> <p>◆本工事の場合、総額で3,000万円台の契約であり、通常単年度で十分対応可能な工事と考えています。</p> <p>◆その工事によって改善できる点とできない点がありますが、参加要件としての「企業に求める工事实績の緩和」や「技術者に求める工事实績・資格要件の緩和」といった部分は、先ず検討すべき項目だと思います。</p> <p>◆入札の参加者がいなかった場合や、1者応札となった場合に実施しています。</p> <p>◆分かりました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型・施工体制確認型） 土地改良技術事務所 災害応急用ポンプ格納庫耐震対策その1工事</p>	
	<p>◆耐震対策工事ということだが、特殊な技術が必要なのか。</p> <p>◆北陸農政局が所有している建物の耐震化を進めているものと思うが、本工事もその一環ということか。</p> <p>◆北陸農政局において、建物の耐震化についての全体的な司令塔があって耐震化を進めているのではなく、各部門毎に行っているのか。</p> <p>◆説明資料の中で、CORINS（工事实績情報サービス）の検索結果として、石川県内292社と記載があるが、これはどういうことか。</p> <p>◆本件に参加しなかった理由のアンケート結果として「工事コストに見合うメリットがないと判断した」という項目があるが、予定価格が分からない中で、なぜこのような判断になるのか。</p> <p>◆1者応札に係る改善点、要望事項のアンケート結果として「説明書における工事内容等の明確化」という項目も記載されているが、この点については、どう考えているのか。</p> <p>◆予算の問題があるとは言え、新築工事については基礎工事だけということが、1者応札の原因になっている可能性があるが、次年度以降このようなケースについて対策はあるのか。</p> <p>◆災害応急用ポンプの仮置き場について、現在の格納庫に近い場所がある一方で、柴山潟という離れた場所もあるのは何故か。</p>	<p>◆一般的な耐震構造の建築が可能であれば良く、特に特殊な技術が必要ということはありません。</p> <p>◆国が所有する建物については、それぞれの管理官庁等が耐震化を進めており、本件の建物は土地改良技術事務所が管理しているものであるため、土地改良技術事務所が耐震化の工事を発注したものです。</p> <p>◆土地改良に関連する施設については、農村振興部の方で進めています。一方、北陸農政局野町庁舎のような庁舎関係は総務部門において耐震化の工事を行っています。いずれも耐震診断を行った結果、耐震性能が不十分と判断されたものについて、順次対策工事を進めています。</p> <p>◆補足としまして、格納庫や庁舎等の建物以外の施設、具体的にはダム、水路、機場等については、農村振興部の所管課が基準に従って耐震化を進めているところです。</p> <p>◆本工事への参加資格要件を持っている会社が、石川県内だけで292社あるということですが、</p> <p>◆ホームページ等で公表している工事の発注予定情報で、工事規模として0.3億円未満とか0.3億円から0.6億円未満といった金額が示されているため、おおよその工事金額が分かりますし、仕様書や工事数量表をみれば、経験を積んだ業者であれば一定の利益が見込めるかどうかの判断ができるのだと思います。</p> <p>◆説明が不足していたとは考えていません。新しい格納庫の建築工事について、基礎部分のみ施工するというのが一般的ではなかったため、この指摘になったのではないかと思います。</p> <p>◆当然一括で発注したいという思いはありますが、予算が限られていることから如何ともしがたいのが現状です。次年度以降については、このような現状も踏まえて、本省に対して強く要望を上げていきたいと思っています。</p> <p>◆柴山潟に農林水産省の排水機場があり、その施設の中に仮置きできるスペースがあることから、そこを有効利用することにより、経費を抑えることもできることから、選定したものです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 一般競争（総合評価落札方式・簡易Ⅱ型・施工体制確認型） 庄川左岸農地防災事業所 庄川左岸地区排水管理施設据付他工事 （第1回変更）</p> <p>◆当初契約金額と変更契約の金額は、どのくらい差があったのか。</p> <p>◆当初契約の際は、何者応札があったのか。</p> <p>◆過年度に構築した設備の補完工事ということだが、今後も更新していくのか。</p> <p>◆変更で追加された中野放水路出口部の設備については、当初契約の段階で必要はある認識だったが、調整がついていなかったため、変更対応したということなのか。</p> <p>◆この案件、参加資格要件上は、何者くらい該当があるのか。</p> <p>◆今回1者応札となった、一番大きな理由は何か。</p> <p>◆それに対する対策として考えられるのは、発注時期を早めるとかということになるのか。</p> <p>◆参考までに伺うが、庄川の右岸側や小矢部川の左岸側の排水は、どのように管理されているのか。例えば、庄川の左岸と右岸とで勝手に庄川に水を流したら、おかしいことになるのではないのか。</p> <p>◆変更追加した部分は、当初発注時に予見できなくて、必要だと後から関係機関から要請があったという説明だったが、当初の計画段階から、ここにも必要と判断が出来なかったのか。</p>	<p>◆おおよそ3,400万円です。</p> <p>◆1者です。</p> <p>◆中央管理所を含む排水管理施設は、29年度に概ね完成していますが、今回発注した工事は、29年度に着手できなかった工事を今年度実施し、国営事業としては完了です。 今後、県営事業で造成される施設について、この排水管理システムの対象施設として含めていますので、県営事業の進捗に合わせて追加されていくこととなります。</p> <p>◆中野放水路の出口部の設備は、元々計画に無いものだったため、当初契約には含まれていなかったのですが、施設の管理予定者との協議の結果、ここにもカメラ等が必要ということになり、変更追加することになりました。</p> <p>◆参加資格要件を満たす者は、かなりたくさん存在します。おそらく百者程度になると思います。しかし、実際に同様の工事に参加する者は、多くて10者程度です。</p> <p>◆アンケートを行った結果では、4者中2者が、手持ち人員の確保が困難ということで、一番多い意見でした。</p> <p>◆今回、公告したのは5月下旬ですが、これをもっと早くすれば参加者が多くなった可能性はあると思います。また、要望としては、提案書等作成期間をもっと長く確保して欲しいという意見も出されていますので、今回入札公告から技術提案資料の提出期限までが1週間でしたが、もう少し長くするという改善の余地はあると考えています。</p> <p>◆基本は水系毎、同じ排水流域の中で管理をしています。庄川本川については、国土交通省が管理しており、国土交通省と協議を行い、庄川に排水可能な排水量を確認した上で設計施工しています。</p> <p>◆この部分は、上流に発電所があるため、放流する際には監視が必要ですが、これまでは関係者が直接監視をしていたところです。しかし、その後の関係者間での話し合いの結果、本排水管理システムに取り込んだ方が合理的、経済的であることから追加しました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 一般競争（総合評価落札方式） 信濃川左岸流域農業水利事業所 1号幹線用水路周辺地下水調査業務</p> <p>◆1者応札（応募）事後審査票の具体的な改善策のところ、アンケート結果による改善すべき点として要望のあった「競争参加資格の拡大」及び「企業に求める業務実績の緩和」については、改善する事項はないと記載しているが、そうすると何をどうするのかと思うのだが。</p> <p>◆契約手順のフロー図の入札・契約手続き審査委員会（事前審査）のところ、「競争性の阻害要因の有無」等の記載があるが、具体的にはどういうことをするのか。</p> <p>◆この委員会は、必ず開かれるものなのか。</p>	<p>◆事業所の事後審査では、ご指摘の点については改善することはないと判断し、改善策としては早期発注のみを挙げていますが、参加資格要件については、B等級まで拡大することについて検討の余地があると思います。ただし、業務内容により品質確保の観点も必要であり、そこは個別業務内容を検討してということになります。</p> <p>◆入札・契約手続き審査委員会は、入札・契約の競争性の確保と、より競争性の高い契約形態へ移行の促進等を目的として開催されるものであり、必要以上に業務実績を求めたり、厳しすぎる参加要件としていないか等を審査しています。</p> <p>◆建設コンサルタント業務については、必ず事前審査を行っています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 簡易公募型競争（総合評価落札方式） 西北陸土地改良調査管理事務所 河北潟周辺地区排水機能低下確認試験 解析業務（第1回変更）</p> <p>◆変更契約の場合の手続きの流れを教えてください。</p> <p>◆当初契約に比べると、変更契約の場合は手続きが簡単に思われるが、変更内容の確認とか手続きの確認は、いつ誰が行っているのか。</p> <p>◆当初契約では、いろいろな委員会でチェックを受けながら進めているが、変更契約においては、そういう委員会でチェックするという事はないのか。</p> <p>◆契約変更の理由について、事業計画の検討及び関係機関との調整・協議を進める中で、必要性が生じたとして実施項目を追加しているが、当初契約の前にも当然、関係機関との調整・協議は実施していると思うが、変更で追加した項目は、当初契約の内容を詰めていく段階では分からなかったのか。</p> <p>◆本件の事情は分かったが、本来は事前の調整・協議を徹底して、変更契約で追加するということが無いような形になるのが望ましいと思うので、今後留意していただきたい。</p>	<p>◆変更契約については、発注者から請負者に対して変更後の内容を記載した仕様書等を添付して協議書を送付します。それに対し、請負者が変更内容を承諾した場合は、変更後の内容で見積もった金額で見積書を提出し、予定価格の範囲内であれば変更契約を交わすという流れになります。</p> <p>◆業務の実施期間中は、請負者側の技術者と発注者側の監督職員とで打合せを行いながら業務を進めますが、打合せを行った場合はその内容を記録した「打合せ簿」を作成します。実施内容の変更が必要となった場合は、打合せ簿にその旨を記載し、所内でその打合せ簿を供覧し上司の確認も受けています。</p> <p>◆建設コンサルタント選定委員会等は、業務の当初契約を発注する際の委員会であるため、変更契約の際はそういう委員会に諮ることはありませんが、事務所内には、工事や業務の設計書等の審査を行う審査会を設けており、変更契約の場合も所内の審査会で、その変更内容が適切なものか等について、チェックを行っています。</p> <p>◆河北潟周辺地区の国営事業が来年度から着手予定となり、本業務では当初、国営事業による改修計画のある施設のみを対象としていましたが、石川県内において平成29年に続き、30年にも大雨の被害が発生したことを受けて、将来的に関連事業として石川県が改修する計画の排水機場についても、排水機能の低下状況の確認を早期に行い、改修する時期を検討する必要性が生じたことと、併せて地区全体の排水管理施設の更新手法の検討も追加したわけですが、昨年大雨被害が発生したのが8月だったため、当初の契約ではそこまでの内容を盛り込むということにはならなかったものです。</p> <p>◆分かりました。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
<p>委員からの 意見・質問 それに対する 回答</p>	<p>6 簡易公募型プロポーザル方式 新川流域農業水利事業所 旧木山川排水機場他地質調査・解析検討業務</p> <p>◆説明資料の「参加表明選定結果」と「技術提案書審査結果表」について、点数の付け方を教えてほしい。</p> <p>◆1者応札となった原因の一つとして、アンケート結果から「ダウンロード時点での参加意思について、10者全てが業務内容を見てから判断する予定であったことから、参加意欲は高くなかったと思われる。」と表現しているが、業務内容を見てから判断する予定ということ、参加意欲が高くなかったと結論付けるのはちょっと違和感がある。弁護士の仕事でも、依頼者の話を聞いて、それで受けるか受けないかを判断するのが普通だと思う。これは意見としての発言である。 また、具体的な改善策のところ、土質試験を伴わない地質調査では、設計業務と分離をして発注するとしているが、分離して発注することによるデメリットはないのか。</p>	<p>◆簡易公募型プロポーザル方式の場合、参加表明を行った者について企業評価及び技術者評価を行い、評価点の高い方から7者を一次選定するというルールがあり、「参加表明選定結果」は、参加表明のあった者の評価結果を取りまとめた表になります。評価項目毎に点数を定めた選定基準があり、それに従って点数を付けています。 「技術提案書審査結果表」は、一次選定された者から提出された技術提案書について、評価基準に基づいて点数を付けた表です。例えば、管理技術者の評価では、4段階に評価し、最も高い評価の場合は4点、次は3点というふうに点数を付けます。同様に技術提案についても評価を行い、管理技術者の点数と技術提案書の点数を合計して、最も高い点数の者と契約を行うこととなります。</p> <p>◆例えば29年度に地質調査を実施し、設計業務を翌30年度に発注するというやり方が一般的ですが、本件は工事の発注時期との兼ね合いもあり、地質調査と設計を併せて発注していますが、その結果1者応札となったことから、アンケート結果も考慮すると、対応策としては地質調査と設計業務を分離した方が良いと考えました。分離して発注することによって、予定価格の総額が上昇するというようなことは、ありません。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>7 随意契約 北陸農政局 行政情報システム用パーソナルコンピュータの賃貸借及び保守 162式</p>	
	<p>◆不調となった入札金額と予定価格との差が少なかったため随意契約に移行したということだが、その場合どのくらいの差であれば随意契約に移行するという基準はあるのか。</p> <p>◆パーソナルコンピュータの納期の遅れということは、日本中どこでも同じようなことが起きていたのか。</p> <p>◆入札広告の最後の方に、英文があるのはなぜか。</p> <p>◆英文については、公告文全体ではなく、Summaryというかたちで表記することになっているのか。</p>	<p>◆物品調達の場合は、特に基準は設けられていませんが、工事の契約においては差額が10%以内であれば、随意契約に移行しても構わないという基準があり、それに準じて手続きを進めました。</p> <p>◆そのように聞いています。他の農政局でも参加する業者が無かったところがあったと聞いています。年度当初に入札執行した農政局では、なんとか台数の確保ができたところもあったと聞いていますが、北陸農政局では、過去の契約と同様の入札等の期間設定で行ったところ、こういう結果となりました。</p> <p>◆予定価格が一定額を超える場合は、海外の業者も参入しやすいように、英文の記載も行うことになっています。</p> <p>◆そのとおりです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p style="text-align: center;">全般について</p> <p style="text-align: center;">なし</p>	
講 評	<p>◆今回、1者応札等となった原因等を検討するためのアンケートの結果が添付されている件が多かったが、事前の資料の検討において、これは非常に有益だった。口頭でのやり取りだけよりは、紙媒体がある中で議論する方が議論も活発になると思う。それぞれの課題について、1者応札等の課題に活発に議論できたと思うので、今後も引き続きこういう対応をお願いしたい。ただし、アンケートを取ることは目的ではなく、あくまで次への改善のための資料とするものであることに、注意していただきたい。 今回も、有意義な委員会が開けたと思う。</p>	